

議案第 18 号

岩倉市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について

岩倉市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成 31 年 2 月 22 日提出

岩倉市長 久 保 田 桂 朗

岩倉市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

岩倉市災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和49年岩倉市条例第14号)の一部を次のように改正する。

第13条第2項中「厚生大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第14条の見出しを「(保証人及び利率)」に改め、同条中「据置期間中」を「保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合は、据置期間中」に、「3パーセント」を「1パーセント」に改め、同条を同条第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

第14条に次の1項を加える。

- 3 第1項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を包含するものとする。

第15条第1項中「(又は、半年賦償還)」を「、半年賦償還又は月賦償還」に改め、同条第3項中「保証人、一部償還」を「一時償還」に、「第12条」を「第11条」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の岩倉市災害弔慰金の支給等に関する条例第14条及び第15条第3項の規定は、この条例の施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。